

## 医師の指示により治療用装具を作成した場合、費用を請求できます

**Q** こんなとき、  
かかった費用について  
請求できるの？



〈よくあるお問合わせ〉

- ・こどもが弱視の治療で眼鏡を作った
- ・捻挫の治療で肢装具を作った

**A** 医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。

### 〈給付額〉

給付額 = 作成に要した費用 × 給付率

対象者	給付率
義務教育就学前である場合	0.8
義務教育就学後～70歳未満である場合	0.7

※70歳以上については、別途定められています。

### 〈申請方法〉

「療養費」「家族療養費」請求書（短期様式第21号）に以下の書類を添付して提出してください。  
なお、様式は兵庫支部HPまたは福利厚生事務の様式集P73に掲載しています。



トップページ → 兵庫支部について → 様式ダウンロード → 短期給付に関する様式

事由	添付書類
9歳未満の小児が、小児弱視や斜視等の治療用として用いる眼鏡、コンタクトレンズを購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼鏡等の作成指示書の写し</li> <li>・患者の検査結果</li> <li>・明細が記載された領収書の原本</li> </ul> ※給付額に上限があります。
病気やケガの治療のために、医師が装着を必要と認めた関節用装具、コルセット等を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書及び装着証明書の原本</li> <li>・装具の明細等が記載された領収書の原本</li> <li>・靴型装具の場合のみ当該装具の写真</li> </ul>
悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫治療のため、弾性ストッキング、弾性スリーブ等を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の装着指示書の原本</li> <li>・明細が記載された領収書の原本</li> </ul> ※給付額に上限があります。

※医師や装具業者がすすめる装具の全てが療養費の支給対象になるとは限りません。